

第2章 すべての地域に共通する主な取組

部門別計画に記載している全市的な取組のうち、地域において市民との協働によりまちづくりを進めるための取組について、すべての地域に共通する主なものを記載しています。

1. すべての人がいきいき輝くまちづくり

- 非核平和、人権の尊重に向けて、平和祈念資料室や交流活動館などを拠点に情報発信に努めるとともに、身近な場所での教育と啓発を進めます。
- 男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画センターを拠点に情報発信に努めるとともに、身近な場所での啓発や学習を進めます。また、地域社会において男女共同参画を進めます。

2. 市民自治が育む自立のまちづくり

- 地域の課題に取り組めるよう講習会や学習会の開催と情報の提供に努めます。
- 自主的なコミュニティ活動を尊重し、コミュニティ活動団体の支援に努めます。
- コミュニティの振興のために、学校施設の地域開放など施設の多目的化を進め、地域の関連施設のネットワーク化を図ります。
- 市民との協働によるまちづくりシステムの構築を進めます。

3. 健康で安心して暮らせるまちづくり

子ども

- 地域子育て支援センターの充実を図ります。
- 保育所、留守家庭児童育成室の施設整備を進めます。
- 子育てサークルが地域で交流し、相談し合える場の整備に努めます。
- 子育て支援センターを拠点に、家庭、地域、学校、行政の連携による子育てネットワークの形成を図ります。また、地域での連携を深め児童虐待を防止する環境をつくります。
- 障害のある子どもがより適切な処遇が受けられるよう、保育所、幼稚園、学校、留守家庭児童育成室などの条件整備を行います。
- 子どもを犯罪や事故から守るために、防犯設備等の整備を進めるとともに、地域での見守り体制の充実を図ります。
- 子どもが身近に緑や水と親しめる公園の整備に努めます。

高齢者・障害者・地域福祉

- 高齢者が地域で必要なサービスが受けられるよう、施設サービスや在宅サービスの基盤の整備を進めます。
- 障害者の日常的な交流の機会を充実します。
- 身近な相談窓口の充実を図るとともに、地域で総合的な相談や地域ケア体制を整え、高齢者や障害者の保健福祉サービスの充実を図ります。
- 地域のボランティアや福祉活動を支援し、協働を進めます。

健康づくり

- 地域の中で気軽に健康づくりができるよう関係機関と連携し環境づくりを進めます。

4. 個性がひかる学びと文化創造のまちづくり

学校教育 青少年

- 幼稚園、保育所、小学校との連携を深め、幼稚園が地域の幼児教育のセンター的役割を發揮します。
- 地域に開かれた学校づくりを進め、地域・学校が連携して子どもたちの育成、安全の確保などに取り組めます。家庭、学校、地域がともに取り組むための教育コミュニティづくりを進めます。
- 子どもたちが安全で安心して過ごせるよう居場所づくりを進めます。
- 地域住民の協力の下、青少年健全育成協力店運動を広げるなど、非行防止等の環境整備に努めます。

生涯学習

- 地域での生涯学習・文化活動のニーズに応えることができるよう、地区公民館の運営体制の充実を図ります。
- 小学校の多目的教室などを学校教育活動に支障のない範囲で地域の団体に開放し、生涯学習活動を支援します。

体育・スポーツ

- 地域におけるスポーツ活動の指導者養成を行い、学校体育施設をより有効に活用した地域スポーツの振興を図ります。

文化

- 芸術文化にふれる機会の提供を図るとともに、文化会館（メイシアター）をはじめとするさまざまな文化施設や地区公民館などでの市民の幅広い文化活動を支援します。
- 地域に残されているさまざまな文化財の保存に向けて、啓発に取り組みます。

5. 環境を守り育てるまちづくり

- 環境悪化を未然に防止し、市民の健康を守るため、地域における大気汚染、水質汚濁、騒音などの環境監視体制の充実を図ります。
- 市民、事業者、NPOなどの自主的な環境美化活動や自然保護活動を支援します。
- 市民と事業者との連携を図り、省エネルギーや緑化の推進などヒートアイランド対策、地球温暖化対策を推進します。
- 廃棄物やリサイクルの問題を中心とする循環型社会の形成に向け、資源リサイクルセンターなどを拠点に情報発信や人材育成に努めるとともに、身近な場所での市民、事業者の自主的な活動を支援します。
- 持続可能な社会の実現に向けて、地域からの環境創造を進めるため、家庭、学校、地域など多様な場における環境学習・環境教育の充実を図ります。

6. 安全で魅力的なまちづくり

- 高齢者や障害者など援助を必要とする人の災害時の安全と避難を確保するため、地域での連携・協力体制をつくります。また、自主防災組織の設置を促進します。
- 道路や公園などにおいて、防犯面を考慮した整備に努めます。
- 安全な地域コミュニティづくりに努め、防犯体制の充実を図ります。
- 身近な公園や緑地の管理を市民との協働により行います。
- 公共施設や病院、駅など多くの人が利用する施設のバリアフリー化を進めるなど、安全で快適に生活できる福祉のまちづくりを進めます。
- 誰もが安心して通行できる歩道の整備・充実を図ります。
- 分譲マンションの適正な維持管理や円滑な建替えを促進するため、支援制度を推進します。
- 開発事業が周辺環境と調和したものとなるよう誘導するとともに、建築協定や地区計画などの制度を活用し、市民の自主的なまちづくりを支援します。
- みどりの協定や里親道路など暮らしに密着した景観形成活動の支援に努めます。

7. 活力あふれにぎわいのあるまちづくり

- 商業地に、文化、学習、娯楽、コミュニティなどの多様な機能を持たせ、その活性化とまちのにぎわいをつくります。
- 商業地の個性を生かし、空き店舗などの活用も含め、日常生活の利便性に配慮した快適な魅力ある商業地づくりを進めます。
- 農地の持つ多面的な機能を活用し、農地の保全と有効活用を図ります。
- 市民農園など市民が土に親しみ、自然にふれあう機会の充実に努めます。